

ご寄附お申し込み手続のご案内

教育研究環境整備のためのご寄付につきましては、次のとおり手続をお願いいたします。

①寄附申込書のご記入及びご送付

寄附申込書に必要事項をご記入の上、郵送またはFAXにてお申し込みください。

申込書受領後、折り返し、本学から専用の「払込用紙」を郵送いたします。

FAX番号：075-644-8113

郵送先：〒612-8522 京都市伏見区深草藤森町1番地 京都教育大学総務・企画課

※ 連名によりご寄附いただく場合は、代表者宛に寄附手続きに係る書類を送付しますので、必ず代表者が分かるように記載願います。また、連名の寄附金受領証明書は確定申告に使用できませんので、代表者名での発行となることについてご了承願います。

②本学から専用の「払込用紙」を郵送

③本学からの郵便で受領された「払込用紙」により金融機関窓口で払込のお手続き

本学から専用の「払込用紙」を郵送で受領後、お近くの金融機関の窓口で払込のお手続きをお願いいたします。

④金融機関から本学に払込手続内容の通知

⑤本学から郵送された寄附金受領証明書を受領

金融機関から本学に払込手続完了の連絡を受けた後、本学から寄附金受領証明書を郵送いたします。

本学寄附金の税制上の優遇措置について

本学への寄附金については、税制上の優遇措置を受けることができます。ご寄附いただいた後に送付する寄附金受領証明書をご利用、所轄税務署で申告手続きを行っていただくと課税所得からの控除対象となります。

○個人からのご寄附

・所得税の所得控除

寄附金額（総所得金額等の40%を上限とする）から2,000円を差し引いた額について、寄附した年の所得から控除することができます。

・個人住民税の税額控除

寄附金額（総所得金額等の30%を上限とする）から2,000円を差し引いた額に法令で定める率を乗じた額が、寄附した年の翌年の個人住民税額から控除されます。

・相続税の非課税特例

相続によって取得した財産を、相続税の申告書の提出期限までに、本学に寄附した場合、原則として、その寄附した財産の価額は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません。

○法人からのご寄附

寄附金の全額を損金に算入することができます。

個人情報について

ご寄附に係る個人情報は、本学からのご案内の送付など、基金の運営に関して必要がある場合のみ利用します。なお、一部業務を外部に委託しておりますが、事前に健全な委託業務運営を行っていることを確認し、個人情報が適正に保護されるよう、適切な措置をとるものとします。ご本人の同意を得ずに、個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、法令に基づく場合（1. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合、2. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する場合等）を除きます。